

ちばコメ粉食品普及会 会則

(目的)

第 1 条

本会は、米粉食品に関する会員相互の情報交換、県民への普及啓発及び米粉食品の利用促進を図ることを目的とする。

(名称)

第 2 条

本会は、『ちばコメ粉食品普及会』と称する。

(活動)

第 3 条

本会は目的達成のために、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の情報交換
- (2) 米粉食品に関する新規開発の調査・研究
- (3) 米粉食品の普及・啓発を図るための活動
- (4) その他、目的達成に必要な活動

(会員)

第 4 条

本会の会員は、本会の目的に賛同する個人及び団体とする。

- (1) 本会への加入は申し込みにより、運営委員会により選考する。
- (2) 会員は、あらかじめ本会に書面をもって通知した上で脱会できるものとする。

(運営委員会等)

第 5 条

本会に運営委員会を設け、本会の運営に当たるものとし、会長、副会長運営委員若干名を置くものとする。

- (1) 本会に会長1名、副会長2名、運営委員若干名を置く。
- (2) 委員は、会員の中から互選する。

(運営委員の任務)

第 6 条

運営委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- (3) 運営委員は、運営委員会を構成し、第3条に掲げる活動を実施する。

(運営委員の選出)

第 7 条

運営委員は、次のとおり選出する。

- (1) 運営委員は、総会において選出する。
ただし、運営委員に欠員が生じた場合は、他の運営委員の推薦により、運営委員会において審議のうえ補充することができることとする。
- (2) 会長、副会長は、運営委員の互選により選出する。

(運営委員の任期)

第 8 条

運営委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 補欠によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の開催)

第 9 条

運営委員会は、会長が招集し、次の事項を審議、決定する。

- (1) 活動の計画、実施に関する事項
- (2) その他、会長が必要と認めた事項

(総会の開催)

第 10 条

総会は、運営委員会若しくは会長が必要と認めた場合、あるいは会員の半数以上の要請があった場合に開催し、次の事項を審議、決定する。

- (1) 運営委員の選出
- (2) 会員から要請のあった事項
- (3) 運営委員会、または会長が必要と認めた事項

(事務局)

第 11 条

本会の事務局は、会長所属団体または会長が指名した団体に置く。

(会費)

第 12 条

本会の会費は徴収せず、コメ粉フェスタ等の実費については、協賛金等によることとし、事務局が管理・運営する。

(会計)

第 13 条

本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(会計監査)

第 14 条

本会の会計監査は、会長が指名したものがあたるものとする。

(附 則)

この会則は、発足の日（平成17年10月13日）から施行する。
一部改正 平成20年11月11日